

草津栗東行政事務組合職員の分限に関する手続および効果に関する規則

令和4年10月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第15号。以下「条例」という。）第5条の規定により、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 条例第2条の規定による医師のうち1名は、産業医または管理者が指名する関係市嘱託医とする。

(医師の診断書)

第3条 任命権者は、条例第2条第1項の規定により医師に診断を行わせたときは、病名、病状、職務の遂行に支障がないかどうかまたはこれに堪えうるかどうかおよび休養を要する程度に関する具体的な所見が記載された診断書の作成を委嘱しなければならない。

(休職命令)

第4条 条例第3条第1項の規定による休職を命ずる時期は、次によるものとする。

- (1) 草津栗東行政事務組合の勤務時間、休暇等に関する条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第19号）第15条の規定により、引き続き勤務しない日が90日を経過したとき。
- (2) 第7条の規定により復職した日から起算して、1年を超えない期間において、同一傷病（当該休職の事由となった傷病を再発した場合をいう。）により、引き続き1月を超える日数を勤務しないとき。
- (3) その他任命権者が必要と認めたとき。

(休職の期間)

第5条 休職の期間は、次の期間を超えない範囲とする。

- (1) 公務上負傷し、または疾病にかかり長期の休養を要する場合 3年
- (2) 結核性疾患にかかり長期の休養を要する場合 3年
- (3) 前2号以外の心身の故障により長期の休養を要する場合 2年

(診断書の提出)

第6条 休職者は、その期間中3月ごとに担当医の診断書を提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、療養経過等を把握するため必要と認めるときは、その都度、診断書の提出を求めることができる。

(復職)

第7条 休職者は、条例第3条第2項に規定する事由が消滅したと認めるときは、条例第2条に規定する医師1名による当該職員の職務遂行に支障ないことを証する就労見込書を付して、そ

の旨任命権者に申し出なければならない。

2 任命権者は、前項の申出が正当と認めるときは、速やかに復職の手続を行わなければならない。

(休職者の職)

第8条 休職者は、第5条に規定する休職期間満了の日をもってその職を失う。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。